⑵　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物	２～46年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準を採用しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異は発生年度において一括費用処理しております。

【会計方針の変更】

（退職給付に関する会計基準）

会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直したうえ割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、当事業年度の経常利益、当期純利益及び行政サービス実施コストに与える影響は軽微であります。

⑷　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金については、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定の方法について（平成20年３月28日社援発第0328068号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した額を計上しております。

⑸　貸倒引当金の計上基準

①　一般勘定及び承継債権管理回収勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等にある債務者の債権については、債権ごとに債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減算した残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者の債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額に対し債務者の支払能力を総合的に勘案したうえ貸倒引当金を計上しております。

上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。

②　年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。

破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については債権ごとに保証による回収見込額を勘案し、要注意先債権及び正常先債権については貸付金残高を基に、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく貸倒引当金を計上しております。

⑹　賞与引当金の計上基準

①　一般勘定、共済勘定及び保険勘定

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

②　年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑺　抵当権移転登記引当金の計上基準

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第３条第１項の規定により年金資金運用基金から承継した貸付金に係る抵当権の将来における当機構への移転登記に必要な費用の支払に備えるため、将来の支払見込額を計上しております。

⑻　未収財源措置予定額の計上基準

当事業年度に費用計上した退職手当給付金のうち、その発生額が社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下、「退職手当共済法」という。）第19条の規定に基づき、後年度において都道府県補助金により財源措置される金額について、社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて（平成18年３月27日社援発第0327020号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき算出した金額を計上しております。

⑼　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）に基づき評価額を算出しております。

⑽　金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法に基づき評価額を算出しております。

⑾　債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

⑿　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）（平成28年４月１日総務省行政管理局（独立行政法人制度総括）、財務省主計局法規課公会計室事務連絡）に基づき、10年利付国債の平成28年３月末利回り－0.050％を参考とせず、０を利率として計算しております。

⒀　リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理としております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理としております。

⒁　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としております。